

「滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例」の一部改正について

■条例の概要

国が事業主体として実施する国営土地改良事業について、土地改良法第90条第2項に基づきその事業費の一部（以下「受益者負担金」という。）および特別徴収金を、受益者から県が徴収するための条例。

■改正の概要

*別表（負担金対象となる事業一覧）の改正

今年度、事業着手する湖北地区国営土地改良事業を、徴収対象事業に追加し、受益者負担金を県が徴収できるようにするため、別表を改正する。

(現行)

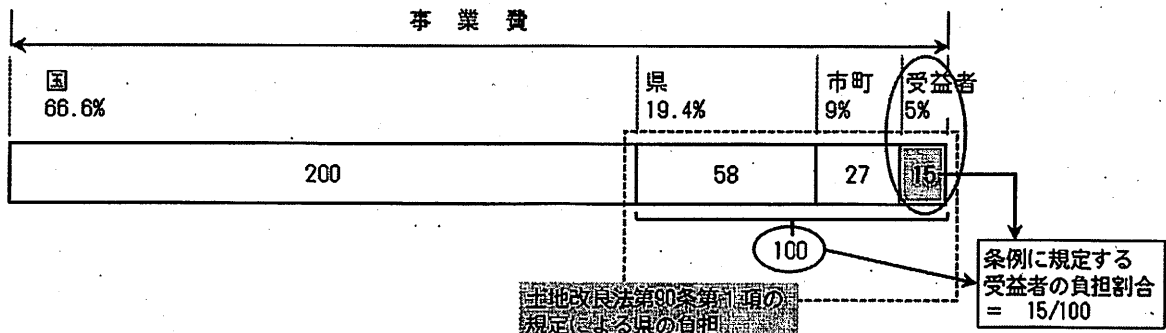
日野川地区国営土地改良事業	100分の31(令和元年度以後の年度に行われる工事にあつては、100分の15)
湖東平野地区国営土地改良事業	100分の31(令和元年度以後の年度に行われる工事にあつては、100分の15)(知事が定める工事にあつては、15分の1)
大中の湖地区国営土地改良事業	100分の31(知事が定める工事にあつては、0)

↓

(改正後)

日野川地区国営土地改良事業	100分の31(令和元年度以後の年度に行われる工事にあつては、100分の15)
湖東平野地区国営土地改良事業	100分の31(令和元年度以後の年度に行われる工事にあつては、100分の15)(知事が定める工事にあつては、15分の1)
大中の湖地区国営土地改良事業	100分の31(知事が定める工事にあつては、0)
湖北地区国営土地改良事業	100分の15

【参考】条例に規定する負担割合について



■施行期日

公布の日から施行